新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第69号

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県営住宅条例施行規則（昭和40年新潟県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（入居者の資格） **第１条の15**　（略） ２　条例第６条第２項に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(3)　（略） (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「法」という。）第１条第２項に規定する被害者又は法第28条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であつて、次のいずれかに該当するもの ア　法第３条第３項第３号（法第28条の２において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は法第５条（法第28条の２において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して５年を経過していない者 イ　法第10条第１項（法第28条の２において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者であつて、当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの (5)　（略） ３・４　（略）	（入居者の資格） **第１条の15**　（略） ２　条例第６条第２項に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(3)　（略） (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「法」という。）第１条第２項に規定する被害者であつて、次のいずれかに該当するもの ア　法第３条第３項第３号の規定による一時保護又は法第５条の規定による保護が終了した日から起算して５年を経過していない者 イ　法第10条第１項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者であつて、当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの (5)　（略） ３・４　（略）
（優先的な入居者の決定） **第６条**　条例第10条第４項に規定する規則で定める速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(8)　（略） (9) 次のいずれかに該当する者 ア　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下この号において「法」という。）第３条第３項第３号（法第28条の２	（優先的な入居者の決定） **第６条**　条例第10条第４項に規定する規則で定める速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(8)　（略） (9) 次のいずれかに該当する者 ア　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下この号において「法」という。）第３条第３項第３号の規定による一時

<table>
<tr>
<td>
において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は法第５条（法第28条の２において準用する場合を含む。）の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して５年を経過していない者
イ　法第10条第１項（法第28条の２において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの
（10）・（11）　（略）

別表（第35条関係）
<table>
<tr><th>所在市</th><th>名　　称</th><th>使用料（月額）</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">小千谷市</td><td>千谷川住宅</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td>元中子住宅</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
保護又は法第５条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して５年を経過していない者
イ　法第10条第１項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの
（10）・（11）　（略）

別表（第35条関係）
<table>
<tr><th>所在市</th><th>名　　称</th><th>使用料（月額）</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">小千谷市</td><td>元中子住宅</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

附　則

この規則中別表の改正は平成26年４月１日から、その他の改正は平成26年１月３日から施行する。